

第55号議案

芦屋市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

芦屋市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

平成27年6月19日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

市立養護老人ホーム和風園が兵庫県から特定施設の指定を受けたことに伴い、和風園が行う事業に生活介護事業を加えるとともに、当該事業の利用料金を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（昭和39年芦屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（事業）

第3条 老人ホームは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号の規定による入所の措置を受けた者の養護に関する事業
- (2) 前号の措置を受けた者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に関する事業（以下「入居者生活介護事業」という。）
- (3) その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第6条 入居者生活介護事業を利用する者は、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、介護保険法第41条第4項第2号又は第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

3 次条第1項の規定により、老人ホームの管理を指定管理者（地方自治法（昭和2

2年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせた場合にあつては、市長は、同法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 4 前項の場合における利用料金は、指定管理者が第2項に定める利用料金の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

芦屋市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市立養護老人ホーム和風園が兵庫県から特定施設の指定を受けたことに伴い、和風園が行う事業に生活介護事業を加えるとともに、当該事業の利用料金を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 事業（第3条関係）

養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）が行う事業に特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に関する事業（以下「入居者生活介護事業」という。）を加えることとする。

(2) 利用料金（第6条関係）

ア 入居者生活介護事業を利用する者は、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならないこととする。

イ 利用料金の額は、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

ウ 老人ホームの管理を指定管理者に行わせた場合にあつては、市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとし、その利用料金は、指定管理者がイの額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成27年8月1日

介護保険法抜粋

※ _____部分は、平成27年8月1日施行により追加される規定

第8条 (第1項省略)

(第2項から第10項まで省略)

11 この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であつて、第20項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

(第12項から第27項まで省略)

第8条の2 (第1項省略)

(第2項から第8項まで省略)

9 この法律において「介護予防特定施設入居者生活介護」とは、特定施設（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

(第10項から第16項まで省略)

(居宅介護サービス費の支給)

第41条 (第1項省略)

(第2項及び第3項省略)

4 居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該

各号に定める額とする。

(第1号省略)

- (2) 短期入所生活介護，短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護 これらの居宅サービスの種類ごとに，要介護状態区分，当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用，滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは，当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額

(第5項から第12項まで省略)

（一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額）

第49条の2 第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては，これらの規定中「100分の90」とあるのは，「100分の80」とする。

- (1) 居宅介護サービス費の支給 第41条第4項第1号及び第2号並びに第43条第1項，第4項及び第6項

(第2号から第8号まで省略)

(介護予防サービス費の支給)

第53条 (第1項省略)

- 2 介護予防サービス費の額は，次の各号に掲げる介護予防サービスの区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(第1号省略)

- (2) 介護予防短期入所生活介護，介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 これらの介護予防サービスの種類ごとに，要支援状態区分，当該介護予防サービスの種類に係る指定介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用，滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣

が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額
(第3項から第8項まで省略)

(一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る介護予防サービス費等の額)

第59条の2 第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(1) 介護予防サービス費の支給 第53条第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項
(第2号から第6号まで省略)